

今後の高速育種運営会議のあり方について

1 経緯

- (1) 高速育種運営会議は、平成 23 年 7 月にエリートツリー等の普及促進を目的に設置された。会議の性格は、エリートツリーの普及促進等を行う意欲のある都道府県、種苗、林業関係団体等が連携し、広域的な協調を図るためのプラットフォーム(ネットワーク)とされ、また、助言機関として、早期普及のための技術的な検討を行う学識経験者等からなる「林木育種技術戦略委員会」が設置された。
- (2) 平成 25 年 5 月の「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(以下、「間伐等特措法」という。)の改正により、成長に優れた種苗(特定母樹)を農林水産大臣が指定し、これを増殖するために民間活力の活用等の措置が講じられた。
- (3) このことを受け、平成 25 年度当初各育種基本区の一部の県からの聞き取りを踏まえ、各基本育種区の高速育種運営会議の設置要領に早期普及の対象として特定母樹を加えた。

2 状況の変化

- (1) 平成 25 年 6 月間伐等特措法第 3 条に基づき農林水産大臣により基本指針が示された。この中で、将来の人工造林において必要となる種苗については、地域特有のニーズ等に応じたものを除き特定母樹から採取する種穂によることを目指す旨、定められた。このことから、特定母樹に指定されないエリートツリーは、積極的な普及対象ではなくなったところである。
- (2) また、平成 25 年度 10 月及び 2 月に指定された特定母樹 53 のうち、47(89%)がエリートツリーであった。

3 27 年度以降の対応について

- (1) 間伐等特措法に基づき、今後は特定母樹からの種苗を中心に普及を図ることとなったことから、高速育種運営会議を発展的に解消し、特定母樹の普及手段として、新たに「特定母樹等普及促進会議(仮称)」を設置することとする。
- (2) 具体的には、特定母樹の多くはエリートツリーとなっていることから、普及促進に当たっての検討課題は従前と同じもの(普及方法、育苗・育林技術等)が多いと考えられるものの、開催方法としては、「特定母樹等普及促進会議(仮称)」は、林木育種技術戦略委員会の審議を踏まえ必要に応じた開催とすること、参画は取り組み意欲のある団体等(特定増殖事業者も含む)とすること、各育種場の状況に合わせた開催とすること等を検討する。